

秋田市告示第11号

次の差押解除通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

なお、当該差押解除通知書は、企画財政部特別滞納整理課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年1月23日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 東京都渋谷区恵比寿一丁目8番1号

氏名 株式会社興拓

2 送達する書類

差押解除通知書 1通